

「住民生活に光をそそぐ交付金」の活用について

平成22年12月16日
消費者庁

「住民生活に光をそそぐ交付金」について

○10月に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を踏まえ、今年度補正予算において3,500億円の「地域活性化交付金」が計上され、そのうち1,000億円は「住民生活に光をそそぐ交付金」として計上されている。

○対象分野の例として、「地方消費者行政」が第一に挙げられている。

【参考】「地域活性化交付金」の概要

①「きめ細かな交付金」（2,500億円）

観光地における電線地中化等、地域の活性化ニーズに応じて、きめ細かな事業を実施できるよう支援を行う交付金。

②「住民生活に光をそそぐ交付金」（1,000億円）

これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野として地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくりに対する地方の取組を支援する交付金。

【参考】片山総務大臣記者会見(10月26日)抜粋

地域活性化などの自治体向けの交付金というものが3,500億円、補正予算の中に盛り込まれております。(略)それとは別に1,000億円分を、住民生活に光をそそぐ交付金という名前を付けておりますけれども、新しい試みとして、自治体が本来住民の皆さんにとって非常に重要な行政分野なのですけれども、なかなか今まで光が当たっていないという分野があります。これは、もう私も知事をやっておりましたときに力を入れたような分野なのですけれども、よその自治体を見ると必ずしも光が当たっていないという分野がありました。是非そういう分野に改めて光を当てていただきたい。と言いますのは、住民の皆さんのニーズがいっぱいありますので、そういうものに光を当てて対応することによって、実はそこに雇用も発生するということも期待しているわけです。そういうことで、住民生活に光をそそぐ交付金という新しい枠を設けました。それは、例えばどんなことに使ってもらいたいかと言いますと、例えば、消費者相談、消費生活センターなどの経費、これには当然人件費なんかも含みます。

はじめに:地域の消費者の安全・安心確保のために必要な視点

○相談窓口の整備、法執行の強化、消費者教育の充実などが重要であることは言うまでもないが、そうした消費者行政の充実・強化を図るためには、まず何よりも住民の消費者問題に対する意識を高めていくことが不可欠。

○また、高齢者や障害者の消費者被害の防止・救済、子どもの消費者事故からの防止などを図るためには、地域住民の積極的な「参加」と「連携」による取組が不可欠。

○そのためには、地方公共団体においても、消費者行政本課・消費生活センターのみならず、多様な部局において「消費者問題」に取り組み、「総合的な対応力」を高めていくことも不可欠。



「住民生活に光をそそぐ交付金」(「光交付金」)の積極的な活用

地方公共団体において、

- ①地域の多様な主体(NPO、社会福祉関係団体、自治会など地縁団体、教育関係者、事業者など)が消費者問題を解決するために連携する。
- ②地方公共団体内の幅広い部局が連携し、消費者問題へ対応力の向上を図る。

このため、「地方消費者行政活性化基金」の活用に加え、今回の補正予算の「光交付金」を積極的に活用し、さらなる取組を進めていただきたい。

期待される取組例(詳細は次頁以降参照)

- (1) **住民ニーズを踏まえた住民提案による取組**P4
NPOや各団体から住民ニーズを踏まえた事業を募集し、実施・支援
- (2) **消費者問題に対する総合的な対応力強化の取組**P5
各部署に消費者問題に知見を有する専門家を育成し、自治体全体としての対応力を強化
- (3) **「よろず相談窓口」の相談員等の消費者相談対応力強化の取組**P6
総合的な相談窓口の相談対応者に消費生活相談に関する研修やOJTの実施
- (4) **消費者問題に取り組む住民サポーターの養成**P7
消費者問題に関心を有する住民を公募し、地域でのきめ細かな「情報伝達」、「啓発」、「見守り」を実施
- (5) **「地域」での消費者問題専門家養成の取組**P8
地域で啓発活動や消費者教育等の企画・実施の「中心的役割」を担う専門家を養成
- (6) **事業者による消費生活安全・安心の取組**P9
地元商工会と連携により、事業者による相談・助言、啓発活動を実施
- (7) **地域全体での高齢者の「見守り」の取組**P10
ケアマネージャー、民生委員などによる「見守り」や注意喚起情報の提供
- (8) **高齢者への効果的な情報提供の取組**P11
高齢者が日頃足を運ぶ場所で啓発資料の配置や「寸劇」を実施
- (9) **障害者の消費者トラブルの防止・救済の取組**P12
ホームヘルパーなどによる障害者への注意喚起情報の提供や授産施設での啓発
- (10) **子どもを消費者事故から防ぐための取組**P13
予防接種や定期健診実施時などに、子育てをしている親に対して効果的な情報を提供

住民ニーズを踏まえた住民提案による取組

○事業実施(連携)部局:部局横断的

○事業概要:

- ・NPOや各団体から住民ニーズを踏まえた課題解決のための事業を募集
- ・採択された団体に事業実施を委託

○基金・光交付金の活用例:

- ・委託費など

参考となる類似の取組事例

「消費生活の安定及び向上に向けた県民提案事業」(千葉県)

「地方消費者行政活性化基金」の活用に関して、県民のニーズを踏まえ、その発想と手法を生かして、消費生活に関する課題解決に向けた取組を推進するため、県民が企画、実施する委託事業を公募。

平成21年度は25事業を委託し、消費者被害の実態調査、啓発パネルの作成、食の安全や環境などでの寸劇、ミニドラマを交えた講演会等を実施。

消費者問題に対する総合的な対応力強化の取組

○事業実施(連携)部局:部局横断的

○事業概要:

- ・総務、税務、福祉、子育て、商工観光、環境など各部署において、それぞれの分野の消費者問題に関する知見を有する担当者を育成し、地方公共団体全体としての消費者問題に対する対応力の向上を図る。
- ・そのため、研修の実施や研修への参加等を通じて、消費者問題に関する知見の向上を図り、それぞれの部署において、相談や啓発などに対応する。
- ・また、各部署の担当者による「連絡会議」を設置し、情報交換や調整などを行う。

○基金・光交付金の活用例:

- ・研修実施費、研修参加費、研修教材作成・購入費、庁内ネットワーク整備費、シンポジウム開催経費など

参考となる類似の取組事例

「消費者行政推進委員会」の設置(長洲町(熊本県))

副市長をトップとした「消費者行政推進委員会」を立ち上げ庁内一体となって消費者行政を推進。

委員会には各課から職員が委員として選出され、各所属部署における消費者行政のキーパーソンとなり、庁内ネットワークの構築や関係各課の業務の連携等に取り組むとともに、委員を講習会等への派遣等にも取り組んでいる。

「よろず相談窓口」の相談員等の消費者相談対応力強化の取組

○事業実施(連携)部局:総合相談窓口担当部局

○事業概要:

- ・消費生活相談専門の「窓口」を設置していない市町村において「よろず相談」に対応している相談員や担当職員に対して、消費生活相談に関する研修やOJTを実施し、対応力強化を図る。
- ・同時に、高度に専門的な内容の相談については、近隣の消費生活センター設置市町や県の消費生活センターとの連携体制の構築を図る。

○基金・光交付金の活用例:

- ・研修実施費、研修参加費、研修教材作成・購入費 など

参考となる類似の取組事例

「よろず相談への対応」(長井市(山形県))

人口3万人未満の同市の市民相談センターでは、消費生活相談のみならず、生活保護、遺産相続、離婚相談、人権相談などの相談にも対応している。相談員は消費生活相談に関する研修に積極的に参加し、消費生活相談に対するノウハウの向上を図っている。

消費者問題に取り組む住民サポーターの養成

○事業実施(連携)部局: 部局横断的

○事業概要:

- ・消費者問題に関心のある地域住民を公募。研修等を通じ、消費者問題に関する一定の知識を身に付け、住民サポーターとして活動してもらう。
- ・具体的には、地域ごとに被害情報の「伝達」や「啓発」、高齢者等の「見守り」を行う。

○基金・光交付金の活用例:

- ・謝金、研修会・セミナー経費、啓発資料の作成経費

参考となる類似の取組事例

「くらしのサポーター」交流会(徳島県)

県消費者情報センターと消費者をつなぎ、消費者の役立つ情報を広めたり、地域の情報やニーズをセンターに取り次ぐなどのボランティア活動をする消費者ネットワークの担い手である「くらしのサポーター」について、交流会を実施し、資質の向上並びに情報共有を図る。

(※) 平成22年11月現在で245名

地域で活躍する消費者問題専門家養成の取組

○事業実施(連携)部局:消費者部局

○事業概要:

- ・地域で消費者被害の未然防止や消費者教育を担う「専門家」を養成するための講座を開講。
- ・「専門家」は、地域における青少年(教育機関)・障害者・高齢者・事業者等に対する啓発活動や消費者教育等の企画・実施において「中心的役割」を担う。
- ・また、消費者被害に関するアンケートや各種調査などを実施し、課題や解決策などを行政に提示するなど、住民と行政機関をつなぐ役割も担う。

○基金・光交付金活用例:

- ・研修開催費、教材費、啓発資料作成費、アンケート実施経費専門家の活動支援費 など

参考となる類似の取組事例

神戸コンシューマー・スクール(神戸市(兵庫県))

神戸市では、平成21年9月より「コンシューマー・スクール」を開講し、市民に対する消費者教育を推進するとともに消費生活相談員等の指導を行う、消費者問題の専門家(「消費生活マスター」)の養成を始めている。

(※)平成21年に30名の消費生活マスターを養成。22年度も30名が受講中。

事業者による消費生活安全・安心の取組

○事業実施(連携)部局:商工部局

○事業概要:

- ・地元商工会と協定を締結し、住宅・不動産、金融、食品など地元事業者の協力により、各分野における消費者トラブルに対する相談・助言、問題解決への助言、啓発活動などを実施する。
- ・実施に当たっては、消費生活センターや担当部局が実施する研修を受講した事業者を「消費生活安全・安心マイスター」として認定。
- ・認定された事業者は、消費者志向を有する企業として信頼性向上にも寄与。

○基金・光交付金の活用例:

- ・事業者への研修費用、相談・啓発等委託費など

参考となる類似の取組事例

「行方市くらし安全マイスター」派遣制度(行方市(茨城県))

商工観光課が商工関係行政で関わりのある商工会と連携して実施する事業。消費生活センターが実施する研修を受講して、商工会長の推薦を受けた事業者が「行方市くらし安全マイスター」として認定。認定された事業者は、市民に対して、リフォーム等に関する相談・助言・指導、トラブル現場の確認・問題解決への助言・指導などをボランティアとして行っている。なお、地元住民との信頼関係の構築といった同事業のメリットについて、商工会・事業者側の理解が得られ、平成22年9月現在で19事業者が認定されている。

地域全体での高齢者の「見守り」の取組

○事業実施(連携)部局:福祉部局等

○事業概要:

- ・高齢者等の消費者被害の未然防止や救済を図るためには、介護、医療など高齢者福祉の担い手との連携が不可欠。また、福祉行政を担っている基礎自治体におけるきめ細かな取組が不可欠。
- ・このため、介護、医療の関係者や、地域の民生委員、自治会を始めとする地域の多様な主体をネットワーク化、より効果的な見守り体制を構築する。
- ・例えば、ケアマネージャーや民生委員が高齢者宅を訪問する際に、消費者トラブルに遭っていないかの見守りや、注意喚起情報の提供、地域の自治体等での集まりに最近の消費者被害の実態を「寸劇」等も交えて説明するなど。

○基金・光交付金の活用例:

- ・見守り従事者への謝金、委嘱費用、啓発資料作成費 など

参考となる類似の取組事例

「香川県くらしの見守り隊」(香川県)

県内有志を公募・委嘱することにより、「くらしの見守り隊」を結成。見守り隊が地域における消費生活相談対応や注意喚起情報の行政へのフィードバックなどを通じ、地域住民、行政、関係団体等との連携の結節点となり、安全・安心な地域をつくる。

(※)平成22年度当初で約500名の見守り隊が在籍

高齢者への効果的な情報提供の取組

○事業実施(連携)部局:福祉部局等

○事業概要:

- ・高齢者が日頃足を運ぶ場所に啓発資料の配置や「寸劇」などを実施。
- ・例えば、市民病院の待合室に啓発資料の配布、啓発のDVDの上映、さらには「寸劇」の実施。
- ・防災無線を活用し、被害情報や注意喚起を実施。

○基金・光交付金の活用例:

- ・啓発資料作成費、寸劇実施の謝金 など

参考となる類似の取組事例

「オレオレー座」、「劇団さくら」による寸劇の実施(士別市(北海道))

防犯協会役員、市民有志、環境生活課職員で結成された劇団(オレオレー座)が、不審者学校進入・振り込め詐欺等を寸劇で実演。消費者協会役員や消費生活相談員で結成された劇団(劇団さくら)が悪質商法の手口を寸劇で実演。

障害者の消費者トラブルの防止・救済の取組

○事業実施(連携)部局:福祉部局

○事業概要:

- ・障害者の消費者被害の防止を図るため、ホームヘルパーなど日頃障害者と接している方に対し、最近被害が目立つ事例研修を実施し、障害者への啓発を依頼。
- ・点字による消費者トラブル情報の提供。
- ・授産施設において、消費者被害の実態を「寸劇」等も交えて説明する。

○基金・光交付金の活用例:

- ・研修開催費用、啓発実施の謝金、啓発資料作成費 など

参考となる類似の取組事例

「地域包括支援センター・ホームヘルパーを対象とした研修会の実施(群馬県)

地域包括支援センター及びホームヘルパー等を対象とした研修会を実施。

子どもを消費者事故から防ぐための取組

○事業実施(連携)部局:子育て部局

○事業概要:

- ・子どもの日常生活に潜む消費者事故を防止するため、子育てをしている親、これから親になる者に対して、留意点・注意点を呼びかけ。
- ・具体的には、母子手帳交付時、予防接種や定期健診受診時に関連資料とともに、子どもを消費者事故から守るポイントを記載した啓発資料を配布。

○基金・光交付金の活用例:

- ・啓発資料の作成費 など

参考となる類似の取組事例

母子手帳交付時に情報誌を配布(栃木県)

妊娠届けの際に母子手帳を交付するが、その際、「笑顔いっぱい」という子育てに役立つ情報を掲載している。